

令和6年度 第1回 地域福祉推進会議（令和6年9月25日開催）

委員からのご意見・質問と区の考え方

番号	委員	意見・質問等	区の考え方	担当
1	新田委員	【第1号議案「西成区の地域福祉推進に向けた今年度の取組について(案)」について】 ・報告内容が全体的に抽象的になっているため、数値化を図り、見える化して欲しい。	・今年度末開催予定の第2回地域福祉推進会議における、取組に対しての実施報告では、できるだけ具体的な数値を用いた報告内容の見える化を図ります。	保健福祉課 (地域福祉担当)
2	新田委員	【大規模災害、個別避難計画について】 ・従来の町会など組織に関わらず、大規模災害をテーマとする新たな仕組みを考える必要があるのではないか。 ・個別避難計画を必要とする人はどれだけいるのか数量化できればわかりやすいのではないか。	・防災を考える機会として、地域及び西成区内の小中学校で防災講座等を行っています。 また、事業所も地域の一員として、地域と連携する体制づくりを進めるため、事業所の組織力や技術力などの特徴を活かし、防災活動に協力していただく「防災協力事業所」の登録を進めています。 大規模災害への対応については、区役所のみでは難しい部分もありますが、引き続き危機管理室とも連携し、防災減災対策の取組を進めて行きます。 ・資料作成の際には、できるだけ分かりやすくなるよう、数量化も含め検討を行います。	市民協働課
3	新田委員	【区民フォーラムについて】 ・誰をターゲットにして実施するのかがわかりにくい。 ・町会等に参加していない人に対してどのように参加を求めていくのか等工夫しなければ、参加者は増えないと考えられる。	・区民フォーラムのターゲットは、地域住民全体であり、町会等に参加していない方々にもSNSや地域の掲示板、広報紙などを活用して広く周知を行います。 また、地域の行事や集まりで直接周知する等、対面のアプローチも行ってまいります。	保健福祉課 (地域福祉担当)

番号	委員	意見・質問等	区の考え方	担当
4	寺本委員	【区民フォーラムについて】 ・多文化共生は大事なテーマであり、区役所がフォーラムを開催することは非常に大事なことでないと認識しているが、開催時には同じような課題を抱えているゆーとあい(民間施設)等にも声をかけてもらいたい。	・多文化共生をテーマとした区民フォーラムの開催にあたり、地域の関係機関などに参加を呼びかけ、共に課題を共有し、解決策を一緒に考えます。 また、アンケート等によるご意見を取り入れ、今後のフォーラムの内容を充実させていきたいと考えています。	保健福祉課 (地域福祉担当)
5	坂本委員	【地域福祉推進会議の委員構成について】 ・西成地区ネットワーク委員会の代表者が亡くなり不在となっているが、代表者を選出し会議に出席してもらいたい。	・地域福祉推進会議の委員構成員として、西成区地区ネットワーク委員会からの委員の選出と会議の出席については、西成区地区ネットワーク委員会で協議していただいております。適切な手続きを進めていきます。	保健福祉課 (地域福祉担当)
6	坂本委員	【西成区地区ネットワーク委員会について】 ・ネットワーク委員については、地域福祉を推進することを目的に地域における繋がりづくり、見守り活動を担っていただいております。担い手確保の観点からも広く周知するなどして労ってもらいたい。	・西成区地区ネットワーク委員会の活動については社会福祉法人大阪市西成区社会福祉協議会HPで周知を行っており、今後も、周知を行ってまいります。 (参考)(社)大阪市西成区社会福祉協議会HP地区ネットワーク委員会 https://nishinari-shakyo.jp/siritai/tiku_network/	保健福祉課 (地域福祉担当)
7	西前委員	【民泊施設について】 民泊施設が増えてきているが、西成区内の民泊施設の件数を区役所は把握しているのか。	・民泊を行う場合の届出先は大阪市保健所環境衛生監視課(旅館業指導グループ)となっており、施設に対して衛生措置の基準等を設けています。なお施設の一覧は、ホームページにも掲載されており、西成区内の民泊施設の件数は本年8月31日現在1,269件となっています。 (参考)大阪市HP「民泊」施設の提供及び利用について https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000382418.html	保健福祉課 (地域保健)

番号	委員	意見・質問等	区の考え方	担当
8	西前委員	【町会の担い手不足の解消について】 ・町会の担い手不足の解消、世代交代をするため、観光ビジネス学校に通学している外国籍の若者や、住宅を購入して居住している外国籍の方には、次の担い手になってもらえるようアクションを起こしてもらいたい。	・町会加入を促進するために本市が策定した「大阪市町会加入促進戦略」に基づき、本年9月に、西成区役所において重点的に取り組む内容を記載した「町会加入促進アクションプラン」を策定し、各町会等と連携・協力しながら加入率向上に取り組むこととしております。 本アクションプラン中「西成区において、共通取組のうち特に優先的に取り組む内容」として、町会加入促進リーフレットの多言語版もしくはやさしい日本語版を作成し、各連合に配布するとともに、区内各所に配架する等周知を行う予定としております。	市民協働課
9	西前委員	【外国籍住民の町会加入促進について】 ・地域に住んでいる外国籍住民に対して、翻訳機を使って町会加入の説明や、ゴミ出しのルールなどを説明するがうまく伝わらないことが多いため、加入促進や生活ルールをうまく伝えられるような方法や、地域住民との関わり方等について一緒に考える場を作るなど検討して欲しい。	・ゴミ出しについては、英語、中国語、ベトナム語を表記した注意喚起や、ゴミ出しのルールを記載した看板のひな型を用意しているため、必要に応じてご相談ください。 ・外国籍の方に対する加入促進については上記8番の回答のとおりですが、その他町会等の取組支援につきましては、必要に応じてご相談ください。	市民協働課
10	西前委員	【避難所のトイレについて】 ・避難所にあるトイレについて、仮設の段ボールトイレや、古い学校の和式トイレは高齢者や車いすの方は利用が困難である。高齢者や車いすの方が利用できるようなトイレの設置について準備や検討をしているのか教えて欲しい。	・災害時避難所では、高齢者や車いすの方について、備蓄しているテント内に設置した簡易トイレや避難所内のバリアフリートイレに排便処理セットを設置し利用していただくこととなります。	市民協働課

番号	委員	意見・質問等	区の考え方	担当
11	新田委員	【議案2 大阪市各局への意見の取りまとめについて】 資料4 1 金銭管理と権利擁護の支援について ・3行目「虐待事案ではない市長申立て件数も増えており」の部分について、主語として、「成年後見の申立において」を記載したほうが良いのではないかと。	・内容を伝わり易くするため、次のとおり「成年後見の申立」を追記します。 認知症高齢者や単身世帯高齢者が増加する中、金銭管理と権利擁護支援が必要な人が増加しており、西成区は今以上の支援体制の充実が必要である。単身世帯の多い西成区<u>の成年後見の申立</u>においては、虐待事案ではない市長申立て件数も増えており、申立てにおける戸籍調査・親族関係図作成等には時間を要し24区同一の業務であることから、現在大阪市として進めている区役所業務の集約化対象として全市的に効率化を図るよう要望します。	保健福祉課 (地域福祉担当)
12	新田委員	【議案2 大阪市各局への意見の取りまとめについて】 資料4 4 【新規】「介護職員等による喀痰吸引等」制度に対する医療機関側の協力について ・障がい者施設から医療機関に退院に向けての喀痰吸引の協力をしてもらいたいという要望については、介護士の資格によって、研修を受ける必要があるなど法的な制限があるため、法的な部分を整理したうえで要望を出したほうが良いと考えられる。	・ご指摘のとおり、喀痰吸引の実施については、介護福祉士の資格取得の際に、実地研修を修了し、認定証の交付を受ける必要があるなど、一定の条件があることから、法制度や条件の周知、啓発の強化などを求める趣旨の要望となっています。	保健福祉課 (地域福祉担当)
13	新田委員	【議案2 大阪市各局への意見の取りまとめについて】 資料4 10 【新規】居住地特例について ・「居住地特例」の記載について介護保険などでは「住所地特例」と表現している。どちらの表現が正しいのか確認のうえ要望を出したほうが良いと考えられる。	・「居住地特例」は、障害者総合支援法において施設等所在地の支給決定等事務及び費用負担が課題とならないよう、一定の施設等の入所・入居者については入所等する前に居住地を有していた市町村を支給決定等及び給付の実施主体とするものと定められたものです。 「住所地特例」は、介護保険や国民健康保険制度で使用されている文言で、介護保険施設等の所在する市町村に給付費の負担が偏ってしまうことから、介護保険施設等に住民票を移しても、移す前の市町村が引き続き保険者となるよう定められたものです。 今回の要望は、主に障がい福祉サービスに関連する要望であることから「居住地特例」の表現としています。	保健福祉課 (地域福祉担当)

番号	委員	意見・質問等	区の考え方	担当
14	寺本委員	【議案2 大阪市各局への意見の取りまとめについて】 政策的なことが多く場合によっては法律や条例の改正が必要な中身のものもある中で、書面で意見を出し続けることに意味があるのか。もう少し踏み込んだ市とのやりとりの方法を考えて欲しい。	・本会議からの意見に対しては、担当部局より回答があり、各部会において回答をお示しさせていただいております。 ・区からの意見につきましては、市の各会議等において議論され大阪市地域福祉基本計画等政策形成につなげる仕組みもあること、また、大阪市各局への意見を議論する過程において区の各分野において知識を深めることや横のつながりを広げる機会にもなっているとの参加者からのご意見もいただいていることから引き続き意見のとりまとめを行い、大阪市へ提出していきたいと考えています。	保健福祉課 (地域福祉担当)
15	寺本委員	【あいりん総合センター跡地について】 ・跡地の活用について、どんな形式で協議がされ、どんな風になるのか等、状況を教えて欲しい。	・旧あいりん総合センターの跡地等(あいりん総合センター跡地、隣接する市営萩之茶屋第二住宅跡地及び両施設の間の市道によって構成される台形の土地)につきましては、いわゆる「ボトムアップ方式」によるまちづくりを進めており、大阪府と大阪市において令和3年3月「あいりん総合センター跡地等利活用にかかる基本構想(活用ビジョン)」を取りまとめたところであります。引き続き、府及び市が協調・連携して、この活用ビジョンの具体化に向けた取組を推進してまいります。 (参考)西成区HP「あいりん総合センター跡地等利活用にかかる基本構想(活用ビジョン)」を策定しました https://www.city.osaka.lg.jp/nishinari/page/0000530372.html	総合企画課
16	寺本委員	【今後の地域福祉のあり方の検討について】 ・今後の地域福祉の検討については、核家族化、単身世帯の増加等、現状に合わせて検討をしていかなければならない。現状のデータの収集も含め検討して欲しい。	・今後の地域福祉の在り方の検討につきましても、地域の実情を把握した上で地域住民、社会福祉協議会、行政、その他多様な主体と協力して取り組んでいきたいと思っております。	保健福祉課 (地域福祉担当)